

○犬山市文化芸術活動全国大会等出場者激励費支給要綱

平成30年1月5日要綱第1号

改正

令和2年10月27日要綱第132号

令和3年4月1日要綱第89号

令和5年3月27日要綱第37号

犬山市文化芸術活動全国大会等出場者激励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の文化芸術水準の向上を図るため、文化芸術の分野において全国大会等に出場する市民等に対して支給する犬山市文化芸術活動全国大会等出場者激励費（以下「激励費」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、次の各号のいずれかに該当する大会をいう。

- (1) 国民文化祭
- (2) 全国高等学校総合文化祭
- (3) 国、都道府県その他これらに準ずる機関が主催し、共催し、又は後援する文化芸術の分野における全国規模の大会
- (4) 国際大会
- (5) その他市長が認める全国規模以上の大会

2 この要綱において「文化芸術」とは、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに掲げる文化芸術をいう。

(激励費の支給)

第3条 市長は、全国大会等の出場資格を取得した次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対し、激励費を支給する。

- (1) 個人競技に出場する個人
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内の事業所に現に勤務する者
 - ウ 市内の学校に在学する者

(2) 団体競技に出場する個人（同一の全国大会等において前号に該当する者を除く。）

ア 市内に住所を有する者

イ 市内の事業所に現に勤務する者

ウ 市内の学校に在学する者

(3) 過半数が市内に住所を有し、市内の事業所に現に勤務し、又は市内の学校に在学する者で構成されている団体

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、激励費を支給しない。

(1) 市内又はこれに準ずる区域を越える規模の予選又は選考会を経ずに出場するとき。

(2) 政治団体、宗教団体、競技流派団体又はこれに準ずる団体が主催する大会で、参加資格が特に限定されるものに出場するとき。

(3) 美術展、写真展、書道展等、開催地に赴く必要がなく出展するとき。ただし、受賞の際に開催地に赴く場合は、この限りでない。

(4) その分野で生計をたてている者が出場するとき。

(5) 独創性、創造性等の表現力が評価の基準となっていないとき。

（激励費の額）

第5条 激励費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第3条第1号に掲げる者 10,000円

(2) 第3条第2号に掲げる者 10,000円

(3) 第3条第3号に掲げる者 アからオまでに掲げる同号に掲げる者（同一の全国大会等において同条第1号に該当する者を除く。）の人数に応じ、当該アからオまでに掲げる額

ア 1人 10,000円

イ 2人 20,000円

ウ 3人以上5人以下 30,000円

エ 6人以上9人以下 40,000円

オ 10人以上 50,000円

2 前項第3号の人数は、全国大会等に出場等の登録をされた人数とする。ただし、第4条第3号ただし書の場合にあっては、作品の共同制作者として登録された者のうち、開催地に赴く者の人数とする。

(交付の申請)

第6条 激励費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、全国大会等が開催される日（以下「開催日」という。）の前日までに、犬山市文化芸術活動全国大会等出場者激励費支給申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開催日の属する年度の末日までに提出するものとする。

- (1) 予選又は選考会の経緯を記載した書類
- (2) 全国大会等の開催要綱等大会の内容が記載された書類
- (3) 全国大会等への出場が決定されたことを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、全国大会等に出場する者が個人の場合は当該出場する者が、団体の場合は団体の代表者が行うものとする。ただし、出場する者が未成年者である場合は、その保護者又は団体の責任者が行うものとする。

(支給の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めるときは、犬山市文化芸術活動全国大会等出場者激励費支給決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 同一の者への激励費の支給は、各年度につき1回限りとする。

(返還)

第8条 市長は、激励費の支給を受けた者が、全国大会等の出場を取り消された場合又は自ら出場を取りやめた場合には、既に支給した激励費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告)

第9条 激励費の支給を受けた者は、全国大会等が終了した後1月以内に犬山市文化芸術活動全国大会等出場者激励費支給報告書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行日前においても、この要綱に規定する交付の申請及び支給の決定に関する準備行為を行うことができる。

附 則（令和2年10月27日要綱第132号）

この要綱は、令和2年11月1日から施行し、改正後の第6条の規定は、同年4月1日以後に開催される全国大会等（要綱第2条に規定する全国大会等をいう。）に係る要綱第6条の申請について適用する。

附 則（令和3年4月1日要綱第89号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則（令和5年3月27日要綱第37号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

様式第1（第6条関係）

犬山市文化芸術活動全国大会等出場者激励費支給申請書

年　月　日

犬山市長

申請者　住 所
氏 名
電 話

下記のとおり届出します。

記

氏名又は団体名	ふりがな
生年月日	年　月　日(　　歳※届出時)
自宅 住 所 電 話	〒 電話
学校・勤務先名 住 所 電 話	〒 電話
全国大会等の 大会名	
大会期日	
会 場 名	
全国大会等 出場への経緯 (成績等)	
振込希望口座	金融機関名〔　　　　　　　〕　支店名〔　　　　　〕 預金種類〔　　　　　　　〕　口座番号〔　　　　　〕 口座名義〔　　　　　　　〕

※添付書類

- ・予選又は選考会の経緯を記載した書類
 - ・全国大会等の開催要綱等大会の内容が記載された書類
 - ・全国大会等への出場が決定されたことを明らかにする書類
- 注：申請者が大会開催地へ行かない場合は、激励費の支給対象外となります。

様式第2（第7条関係）

犬山市文化芸術活動全国大会等出場者激励費支給決定通知書

年　　月　　日

様

犬山市長

印

年　　月　　日付けの申請については、犬山市文化芸術活動全国大会等出場者激励費支給要綱第7条の規定によって、下記のとおり決定します。

記

1 激励費支給決定額

金 _____ 円

2 支給の条件

- (1) 申請書の記載事項に変更が生じた時は、速やかに届け出ること。
- (2) 何らかの事情で全国大会を欠場した場合は、激励費を返還すること。
- (3) 全国大会終了後、1か月以内に犬山市文化芸術活動全国大会等出場者激励費支給報告書（様式第3）により大会結果を報告すること。

様式第3（第9条関係）

年　月　日

犬山市長

氏　名

住　所

電話番号

犬山市文化芸術活動全国大会等出場者激励費支給報告書

犬山市文化芸術活動全国大会等出場者激励費の支給を受けた大会の結果は、下記のとおりです。

記

1. 大会名	
2. 開催日	
3. 開催場所	
4. 主催	
5. 後援	
6. 参加人員	
7. 大会結果 (成績)	

※プログラム、成績結果等を添付して提出ください。